

川崎市地域リハビリテーションセンター整備基本計画案の要点

基本目標

- ① 障害のある方が、複雑な課題があっても多様な社会資源を活用し、自立して在宅生活を営むことができる地域づくりを目指す。
- ② 専門的なリハビリテーション技術を地域の障害者支援機関へ提供することで、障害のある方の在宅生活を支える技術を向上させる。

【要点1】 地域リハビリテーションセンター3か所の整備

障害のある人が、一人ひとりの特性と環境に応じた生活の再構築を図っていくためのリハビリテーション専門機関として、市内3カ所の地域リハビリテーションセンターを整備していきます。

【要点2】 (仮称) 障害者リハビリテーションセンターの整備

南部地域に整備する地域リハビリテーションセンターは、精神保健福祉センターと障害者更生相談所を統合し、(仮称) 障害者リハビリテーションセンターとして整備していきます。

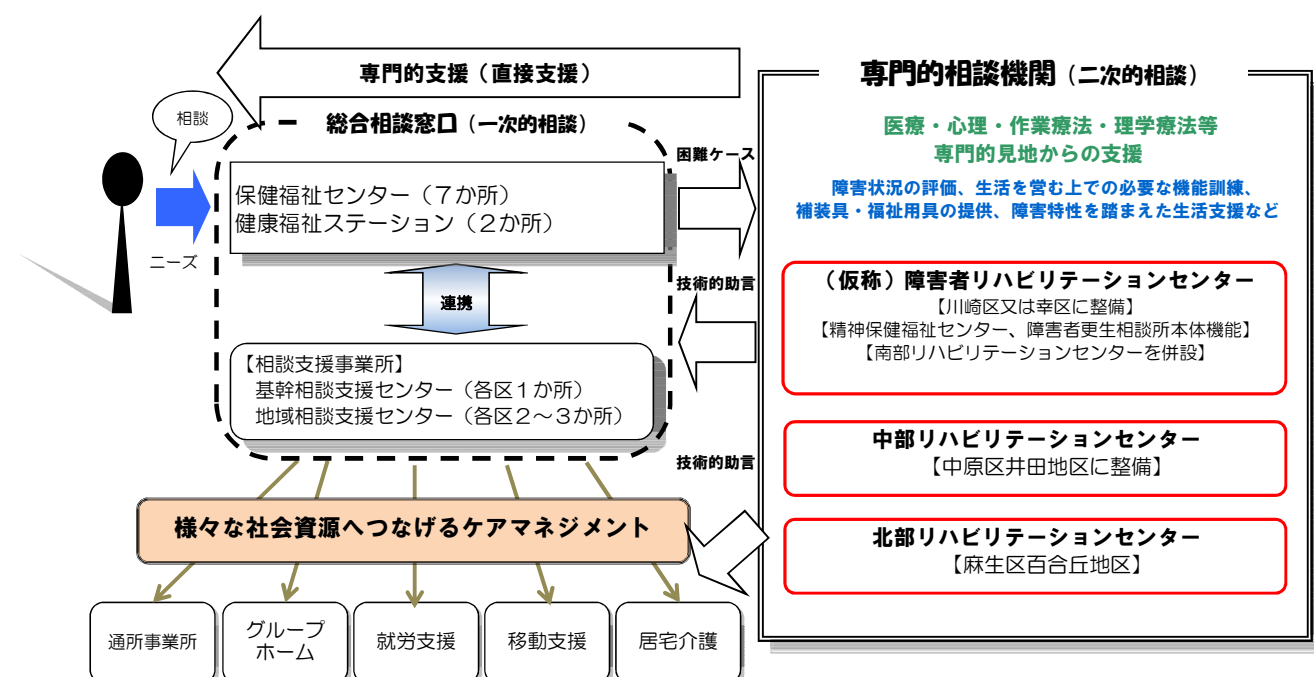
【要点3】 地域リハビリテーションセンターに専門機関の分室機能を設置

市内3ヶ所の地域リハビリテーションセンターには、精神保健福祉センターと障害者更生相談所の分室機能を設置するとともに、整備地域の実情に応じて、日中活動サービスなどの併設機能を整備していきます。

【要点4】 川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画を一部見直し

本計画の策定に伴い、川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画を一部見直し、中原区井田地区には中部リハビリテーションセンターを整備していきます。

専門的リハビリテーション支援の概念図



地域リハビリテーションセンター整備基本計画の全体像

基本目標

- ① 障害のある方が、複雑な課題があっても多様な社会資源を活用し、自立して在宅生活を営むことができる地域づくりを目指す。
- ② 専門的なリハビリテーション技術を地域の障害者支援機関へ提供することで、障害のある方の在宅生活を支える技術を向上させる。

現在の機能

精神保健福祉センター
【H14：中原区井田地区に開所】
【H18：川崎区砂子地区に移転】

主な機能（精神障害者が対象）
・医学的・心理学的な専門的職種により、
①障害状況の評価を行う
②障害特性を踏まえた生活支援をコーディネートしていく「**地域支援**」機能を持つ。

障害者更生相談所
【S47：中原区井田地区に開所】
【H20：高津区二子地区に仮移転】

主な機能（身体・知的障害者が対象）
・身体障害者、知的障害者の更生相談所機能を有し、
①障害状況の評価を行う
②その人の生活を営む上での必要な機能を獲得する訓練や補装具・福祉用具の提供
③障害特性を踏まえた生活支援をコーディネートしていき「**相談・判定・在宅支援**」機能を持つ。

北部リハビリテーションセンター
(麻生区百合丘地区：H20開所)

百合丘障害者センター
精神保健福祉センター地域支援機能（分室機能）
障害者更生相談所相談判定機能（分室機能）
在宅支援機能

併設機能
日中活動系サービス
就労移行支援事業 定員20名
就労継続支援B型事業 定員20名
生活介護事業 定員10名
生活訓練事業 定員6名
地域生活支援センター
就労援助センター

課題と対応の方向性

【課題と対応1】
専門的相談機関でのあらゆる障害への対応
障害者基本法の改正により、障害者の定義が拡大され、あらゆる障害に対して相談しやすい地域に根ざした専門的相談機関での的確な対応

【課題と対応2】
リハビリテーション技術の開発と普及
入所施設からの地域移行に必要な住まい、福祉サービス、日常生活や医療面でのケアなど専門的なリハビリテーションサービスの提供

【課題と対応3】
生活の場でのきめ細やかな支援
医学的・心理学的機能など専門的機能を有した支援を生活の場できめ細やかに実施

【課題と対応4】
障害のある方を支える資源の質の確保
障害者地域リハビリテーションの提供により地域生活を支えていくための、サービス水準の維持・向上

【課題と対応5】
地域での理解と支援体制の構築
住み慣れた地域で障害者が生活し続けられるよう、地域での障害に対する理解と地域資源の開発

整備に向けた基本的な考え方

【考え方1】
地域リハビリテーションセンターは、**精神保健福祉センターの地域支援機能と障害者更生相談所の相談判定機能とともに在宅支援機能を基本機能**とし、地域の実情に応じた付加機能を設け、**南部・中部・北部の3か所整備**する。

【考え方2】
3か所整備について、**北部**は既存の麻生区百合丘地区、**中部**は再編整備基本計画で位置づけられている中原区井田地区、**南部**は川崎区又は幸区内に整備する。

【考え方3】
各地域リハビリテーションセンターを**統括する機能**は、地域リハビリテーションセンターのうち、関係機関との連携面や利用者の**利便性の高いところに設置**し、障害者基本法改正などに伴うあらゆる障害者への対応等の課題を解決するために、**精神保健福祉センターと障害者更生相談所の本体機能を統合し整備**する。

整備後の施設構成

（仮称）障害者リハビリテーションセンター
(川崎区又は幸区に整備)

【精神保健福祉センター・障害者更生相談所本体機能】
①障害者基本法改正にともなう、あらゆる障害者への対応等の課題を解決するための機能を、地域リハビリテーションセンターの**統括機能**
②**発達障害、高次脳機能障害、ひきこもりなどのあらゆる障害**への相談支援
③先駆的リハビリテーション技術開発と医学・福祉工学などの知見を用いた**福祉産業の振興とも連携した福祉用具適用評価技術の活用**
④他機関での取組、最新のリハビリテーション技術を習得する**企画機能**
⑤各地域でリハビリテーションセンター及び障害関係機関の**人材育成機能**
⑥要支援・要介護高齢者や中途障害者のリハビリテーションニーズに的確に対応できる体制整備に向けた**地域包括ケアシステムとの連携**

（仮称）南部リハビリテーションセンター

障害者センター
精神保健福祉センターの地域支援機能（分室機能）
障害者更生相談所の相談判定機能（分室機能）
在宅支援機能

併設機能
地域の実情に応じて整備する。

中部リハビリテーションセンター
(中原区井田地区に整備)

（仮称）井田障害者センター
精神保健福祉センターの地域支援機能（分室機能）
障害者更生相談所の相談判定機能（分室機能）
在宅支援機能

併設機能
周辺施設との効率的・効果的なサービス提供の観点と現行施設利用者の継続的サービス利用の観点から整備する。

北部リハビリテーションセンター
(麻生区百合丘地区：H20開所)

百合丘障害者センター
精神保健福祉センター地域支援機能（分室機能）
障害者更生相談所相談判定機能（分室機能）
在宅支援機能

併設機能
日中活動系サービス
就労移行支援事業 定員20名
就労継続支援B型事業 定員20名
生活介護事業 定員10名
生活訓練事業 定員6名
地域生活支援センター
就労援助センター

本体機能

分室機能

継続

川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画の変更

見直しの
基本的考え方

周辺施設機能との効率的・効果的なサービス提供の観点と、現行施設利用者の継続的サービス利用の観点から、現行計画の一部を変更し、併設機能を整備する。

